

寄 附 行 為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人みちのく北方漁船博物館財団という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を青森県青森市沖館二丁目 2 番 1 号におく。

2 この法人は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第 2 章 目 的 及 び 事 業

(目 的)

第 3 条 この法人は、国指定重要有形民俗文化財を含む木造漁船を中心とした和船（以下「木造漁船等」という。）を保存、展示、活用するための施設を建設運営するとともに、その構造上の特徴や各地に伝わる漁具漁法との相関等についての調査研究成果を広く県民に提供し、あわせて、船に関する技術の保護及び振興並びに、県民、特に青少年の海洋と船に関する学習機会の充実を図り、もって、木造漁船等及びそれらを活用していた人々の生活様式を後世に伝承するとともに、県民の海洋環境の保全に関する意識の高揚に資することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 木造漁船等の保存
- (2) 木造漁船等に係わる技術の進歩発達に関する調査研究及び資料収集
- (3) 木造漁船等と漁具漁法との相関等に関する調査研究及び資料収集
- (4) 調査研究成果に関する特別展、講演会、講習会等の開催及び刊行物の発行
- (5) 青少年の学習機会の充実に関する事業
- (6) 木造漁船等を保存、展示、活用するための施設及び関連施設の設置及び運営
- (7) 青森市から委託を受けて行う港湾文化交流施設の管理
- (8) その他この法人の目的達成に必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 設立後に寄附された財産
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 賛助金
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産、運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 設立後において基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は確実な金融機関に預け入れ、又は国債、公債を購入する等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 この法人の資産のうち基本財産は、これを譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れることはできない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、青森県教育委員会の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画及び収支予算は、会長が編成し、毎事業年度開始前に理事会の議決及び評議員会の同意を得て、毎事業年度開始後3か月以内に青森県教育委員会に報告しなければならない。

事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第12条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後延滞なく会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査、理事会の議決及び評議員会の同意を経て、毎事業年度終了後3か月以内に青森県教育委員会に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算の余剰金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第13条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する借入金であって返済期間が1年以内のものを除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、青森県教育委員会の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担及び権利の放棄)

第14条 第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

第4章 役員、評議員及び職員

(役員)

第15条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 理事長 1名
- (3) 常務理事 4名以内
- (4) 理事 10名以上16名以内(会長、理事長及び常務理事を含む。)
- (5) 監事 2名

2 会長、理事長、常務理事及び理事は、民法上の理事とする。

(理事の職務)

第16条 会長は、この法人を代表し、この法人の業務を総理する。

- 2 理事長は、会長を補佐し、この法人の業務を掌理するとともに、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌するとともに、会長があらかじめ定めた順序に従い、会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第17条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は青森県教育委員会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会の招集を会長に請求し、又は招集すること。

(役員を選任)

第18条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 会長、理事長及び常務理事は、理事の互選とする。
- 3 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。また、理事のうち同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1を超えてはならない。
- 4 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
- 5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員任期)

第19条 この法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合であっても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、理事現

在数及び評議員現在数の各々の3分の2以上の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の業務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第21条 役員は、有給とすることができる。

2 役員報酬は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(評議員の選出)

第22条 この法人に、評議員10名以上20名以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、会長が委嘱する。

3 特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。また、評議員のうち同一の業界の関係者が占める割合は、評議員現在数の2分の1を超えてはならない。

4 評議員は、役員を兼ねることができない。

5 評議員には、第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第23条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じて重要事項について審議し、必要と認める事項について会長に助言する。

(事務局)

第24条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、必要な職員を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第5章 賛 助 会 員

(会員)

第25条 この法人に賛助会員を置く。

2 賛助会員の資格その他賛助会員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が

別に定める。

第 6 章 会 議

(理事会の開催)

第26条 理事会は、毎年度 2 回以上開催するほか、次の各号の一に該当するとき開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の 3 分の 1 以上の者が会議に付議すべき事項を示して招集の請求をしたとき。
- (3) 第16条第 4 号の規定により監事が招集の請求をしたとき、又は招集したとき。

(理事会の招集)

第27条 理事会は、第16条第 4 号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 号又は第 3 号の規定による請求があったときは、当該請求の日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、7 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第28条 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の定足数等)

第29条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の者が出席しなければその議事を開き議決することができない。

- 2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の書面表決等)

第30条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第31条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に主席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、主席した理事のうちからその会議において選出された議事録署名人2名以上が議長とともに署名押印しなければならない。

(評議員会)

第32条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 基本財産についての事項
- (4) 長期借入金についての事項
- (5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
- (6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

2 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

3 評議員会には、第26条、第27条及び第29条から前条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第33条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、青森県教育委員会の認可を受けなければ

変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第34条 この法人の解散は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、青森県教育委員会の認可を受けなければならない。

2 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、青森県教育委員会の認可を受けて、この法人と類似の目的を有する他の団体又は地方公共団体に寄附する。

第8章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第35条 この法人の事務所に、民法第51条に規定するもののほか、青森県教育委員会の定める書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときはこの限りでない。

(委任)

第36条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- (1) この寄附行為は、この法人の設立許可があった日(平成9年12月19日)から施行する。
- (2) この法人の設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、この法人の設立許可があった日から平成10年3月31日までとする。
- (3) この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第11条の規定にかかわらず、別紙事業計画書及び収支予算書のとおりとする。
- (4) この法人の設立当初の役員は、第18条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第19条第1項の規定にかかわらず、平成12年3月31日までとする。
- (5) この法人の設立当初の評議員は、第22条第2項の規定にかかわらず、別紙評議員名

簿のとおりとし、その任期は、第22条第5項で準用する第19条第1項の規定にかかわらず、平成12年3月31日までとする。

財団法人 みちのく北方漁船博物館財団

設立者 株式会社 みちのく銀行

代表者 大道寺 小三郎